



NST 艇 (YAMAHA30S) の取扱いとダメージの取り扱いについて

1. 取扱い
 - 1.1 NST 艇 (Yamaha-30S) の取扱いは (NPO) ニッポンセーリング葉山 (NST) の規定 (Y30S NST 艇 使用にあたって) を遵守すること。
 - 1.2 主催者は当日使用するセールなどについて指定することがある。
 - 1.3 何らかの理由により NST 艇に損傷を与えた場合は帰港後速やかにダメージレポートを作成し、遅滞無く実行委員会に提出すること。
 - 1.4 すべての競技者は、海上においてはライフジャケットを着用していなければならない。主催者はライフジャケットを用意しないので各自国の定めた安全基準に適合したライフジャケットを持参し着用すること。
2. ダメージの取り扱い基準
 - 2.1 以下のアイテムの紛失は理由のいかんに関わらず当該艇の責任とし、その損失は当該スキッパーにより弁償されなければならない。
 - (a) ウインチハンドル : 16,200 円/1 本
 - 2.2 今回使用されるレース艇が加入している船体保険の免責額は 1 艇につき 300,000 円であるが、償却が発生する部分の破損・修理については修理費用の一部のみの補填で、結果として免責金額を上回る弁済額をご負担することもある。
 - 2.3 他艇との接触によって生じた、艇体、セール、艀装その他備品のダメージは、その修理費用を当事者間で負担するものとする。その負担割合は原則として当事者間の協議によるものとするが、当事者から要請があった場合実行委員会はアンパイアのアドバイスを受けて、以下の割合によって分担することを勧告する。
 - (a) 権利艇・非権利艇が特定できる場合 権利艇 2 非権利艇 8。
 - (b) 権利艇・非権利艇が特定できない場合 当事者間で均等割りとする。

以上

誓 約 書

1. 本大会に参加するにあたり、セーリング競技規則及び本大会に適用されるその他の全ての規則に従うことを誓約します。
2. 乗艇する NST 艇 (YAMAHA30S) の使用要領とダメージの取り扱いについて理解しており、それに従うことを宣誓します。
3. このレガッタの競技者は自分自身の責任で参加し、主催団体はレガッタの前後、期間中に生じた物理的損害または身体傷害もしくは死亡に対するいかなる責任も負わないことを受け入れ、主催団体及びレース運営関係者に対し迷惑を掛けないことを誓約します。

2024 年 月 日

住 所 : _____

艇長署名 : _____